

福岡市障がい者グループホーム設置費補助金交付要綱

(通則)

第1条 障害者総合支援法（以下「法」という。）第5条の規定に基づく共同生活援助事業（以下「障がい者グループホーム」という。）の設置費にかかる補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）によるものほか、必要な事項をこの要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、法の趣旨に基づき、障がい者の地域での生活基盤である障がい者グループホームの設置費の一部を補助し、もって障がい者グループホームの利用を促進させ、障がい者の地域生活への移行を進めるとともに、障がい者グループホームの安定的な運営を通して本市における必要な提供体制が確保されることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。なお、補助対象者は公募により募集する。

- (1) 法第36条の規定に基づき、障がい者グループホームを行う者として指定を受けた事業者、または指定を受けることが見込まれる事業者であること。
- (2) 本市に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。

(暴力団の排除)

第4条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

- 2 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。
 - (1) 役員のうちに暴排条例第2条第2号に該当する者のあるもの
 - (2) 役員のうちに暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者のあるもの
- 3 市長は、補助対象者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助対象者に対し、役員の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることがある。

(補助事業)

第5条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、障がい者グループホーム設置事業とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、別表第1に定めるところによる。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費のうち、予算の範囲内において、かつ補助対象経費に対し、別表第2に定める補助額により算出された額を上限として、市長が定めるものとする。ただし、サテライト型住居のみを設置する場合においては別表第3によるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助対象者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業の実施前に次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 福岡市障がい者グループホーム設置費補助金交付申請書（様式1）
- (2) 収支計画書（様式2）
- (3) 事業計画書（様式3）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、福岡市障がい者グループホーム設置費補助金交付決定通知書（様式4）により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第10条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 福岡市障がい者グループホーム設置費補助事業実績報告書（様式5）
- (2) 収支報告書（様式6）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告を受けたときは、審査のうえ交付すべき補助金の額を確定し、福岡市障がい者グループホーム設置費補助金確定通知書（様式7）により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消等)

第12条 市長は、次の各号の一に該当すると認めたときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付に関して不正、怠慢、その他不適当な行為があったとき。
- (3) 障がい者グループホームの指定を受けることができなかつたとき。
- (4) 障がい者グループホームの指定を取り消されたとき。
- (5) 障がい者グループホームを廃止したとき。
- (6) 福岡市指定障がい福祉サービス事業者等の指定等に関する規則（平成24年福岡市規則第66号）、福岡市指定障がい福祉サービス事業者等の指定事務等に関する要綱及び障がい福祉サービス等に関する事業者指定申請等の手引きの規定に基づき共同生活住居を設置した日（3月1日を除く。）から起算して2か月以内に、当該住居の利用定員の二分の一以上の数の利用者が入居（体験的な入居を除く。）している事実その他運営の実態が確認できないとき。ただし、事業者の責によらないやむを得ない事情があると認められる場合については、この限りではない。
- (7) 福岡市指定障がい福祉サービス事業者等の指定等に関する規則（平成24年福岡市規則第66号）、福岡市指定障がい福祉サービス事業者等の指定事務等に関する要綱及び障がい福祉サービス等に関する事業者指定申請等の手引きの規定に基づき共同生活住居を設置した日（3月1日に限る。）から起算して1か月以内に、当該住居の利用定員の二分の一以上の数の利用者が入居（体験的な入居を除く。）している事実その他運営の実態が確認できないとき。ただし、事業者の責によらないやむを得ない事情があると認められる場合については、この限りではない。
- (8) 福岡市補助金交付規則又はこの要綱に違反したとき。

- 2 前項第6号及び第7号ただし書で定める事業者の責によらないやむを得ない事情とは、次に掲げる事情とする。
- (1) 利用予定者（利用契約書を締結している者に限る。以下この項において同じ。）が死亡したとき。
 - (2) 利用予定者が入院したとき。
 - (3) 自然災害（被災者生活再建支援法第2条第1号に規定する「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害」）の発生により、利用者の受け入れが困難であるとき。
 - (4) 利用予定者が、体験的な入居を行った後、当該住居の継続的な利用に移行しなかったとき。
 - (5) 市長が、その他事業者の責によらないやむを得ない事情があると認めた場合
- 3 市長は第1項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該取消しに係る部分の補助金の返還を命ぜるものとする。

（施行の細目）

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月24日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

（経過措置）

障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領（平成19年2月6日障発第0206004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙）及び福岡県障害者自立支援対策臨時特例基金条例に基づき実施される福岡県グループホーム・ケアホーム移行促進事業において補助対象とされる経費については、当該補助事業が継続する間は、当該補助事業に交付申請し、当該補助金の交付額が別表の補助基準額に満たない場合に、その差額を交付するものとする。

（施行期日）

この要綱は、平成23年6月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年5月1日以降の事業開始分から適用する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年7月1日から施行する

（期間）

この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（期間）

この要綱は、平成33年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

別表第1

区分	補助対象経費	補助対象外経費
事業費	<p>障がい者グループホームの設置に要する以下の経費</p> <p>1 備品購入費（共同生活住居における共用部分で使用する購入価格が税込1万円以上かつ、耐用年数が概ね2年以上の備品の購入費用）</p> <p>2 敷金・礼金等（共同生活住居の賃貸借契約にかかる資金及び礼金等）</p> <p>3 家賃（障がい者グループホームの開始前1か月分の家賃）</p> <p>4 改修費・消防用設備（共同生活住居の改修経費（30万円未満のもの）及び共同生活住居の設置に伴う消防用設備にかかる経費）</p>	

別表第2

事業内容	補助額
障がい者グループホーム設置	<p>1 備品購入費 一の共同生活住居あたり40万円（事業者が支払った額が40万円を超えないときはその額）</p> <p>2 敷金・礼金等 一の共同生活住居あたり30万円（事業者が支払った額が30万円を超えないときはその額）</p> <p>3 家賃 一の共同生活住居あたり10万円（事業者が支払った額が10万円を超えないときはその額）</p> <p>4 改修費・消防用設備 一の共同生活住居あたり100万円（事業者が支払った額が100万円を超えないときはその額）</p> <p>5 上記第1，第2，第3及び第4にかかわらず、補助額の合計は150万円を超えないものとする。</p>

別表第3

事業内容	補助額
障がい者グループホーム設置	<p>1 敷金・礼金等 一のサテライト型住居あたり 15万円（事業者が支払った額が15万円を超えないときはその額）</p> <p>2 家賃 一のサテライト型住居あたり 3万円（事業者が支払った額が3万円を超えないときはその額）</p> <p>3 改修費・消防用設備 一のサテライト型住居あたり 5万円（事業者が支払った額が5万円を超えないときはその額）</p> <p>4 上記第1，第2及び第3にかかわらず，補助額の合計は 20 万円を超えないものとする。</p>